

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

2

退職したときは国民年金への切り替えが必要です

2022 February
NO.523

- 退職後の健康保険のご案内
- すみやかな保険証のご返却にご協力ください
- 「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします
- 茨城県社会保険協会からのお願い
- 令和4年3月の出張年金相談



春の海（撮影：磯崎海岸（ひたちなか市））：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

退職したときは、国民年金第 1 号被保険者への切り替えが必要です。

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金への加入手続きが必要です。

次のようなときは、退職日の翌日から 14 日以内に手続きを行いましょう。

- 会社を退職して自営業を始める場合
- 会社を退職して厚生年金保険に加入していない会社等に再就職する場合
- 会社を退職して再就職するまでに 1 日以上の間隔が生じる場合

手続き先	必要なもの
住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口	年金手帳または基礎年金番号がわかる書類 退職年月日を証明する書類（離職票など） 免許証などの身分を証明できるもの

厚生年金保険の被保険者に扶養されていた配偶者は、国民年金第 3 号から国民年金第 1 号に種別が変更となります。手続きは上記と同じです。

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金保険料は月額 16,610 円（令和 3 年度）ですが、保険料の納付が困難なときは免除制度があります。本人からの申請が承認されると、保険料の全額または一部（4 分の 1、半額、4 分の 3）が免除されます。

会社を退職した場合、退職された方の前年の所得をゼロとして審査する特例制度があります！

免除申請は、申請者本人・配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、退職による特例制度は、離職票など退職日を証明する公的書類を添付することで、退職された方の所得をゼロとして審査されます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の臨時特例措置も設けられています！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、令和 2 年 2 月分以降の期間について本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、所得審査を行います。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！

例えば、全額免除となった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2 分の 1 として計算されます。

■申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口または管轄の年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても、最大 2 年 1 カ月前までの免除申請をすることができます。

免除制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職される加入者さまへ 退職後の健康保険のご案内

退職や勤務時間の短縮等により健康保険の資格を喪失した場合、加入条件等をご確認のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。※75歳以上の方(65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	家族の健康保険の被扶養者
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に書類が必着すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者の条件を満たしていること ●ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍になります ※保険料には上限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●前年の所得などにより決定 ※離職理由による軽減制度があります ●お住まいの市町村にお問い合わせください 	被扶養者の負担はありません

任意継続保険のお手続き方法

下記書類をお住まいの協会けんぽ支部に退職日の翌日20日以内に必着するようご郵送ください。

【申請書】

- ・「健康保険 任意継続保険被保険者 資格取得申出書」

※申請書は協会けんぽホームページからダウンロードいただくか、お電話でご郵送も承っております。

【添付書類】

- ・被扶養者がいる場合は、被扶養者の収入を証明する書類等の添付が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

- ・退職日の確認できる書類等(任意)

→退職日の確認できる書類等の添付が**ある**場合…1週間程度で保険証の交付が可能となります。

→退職日の確認できる書類の添付が**ない**場合…保険証の交付にお日にちがかかります。

任意継続保険の加入期間

任意継続保険の加入期間は、最長で2年間です。ただし、以下の理由に該当したときは、喪失(脱退)になります。

資格喪失理由	喪失(脱退)日
喪失(脱退)の申し出があったとき ※制度改正により、申し出による喪失が可能となりました	申し出が受理された日の翌月1日
就職したとき	就職先での社会保険の加入日
後期高齢者医療制度に加入したとき	75歳を迎えた誕生日等
被保険者が死亡したとき	死亡した日の翌日
保険料を納付期日までに納付しなかったとき	納付期日の翌日

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職後は保険証は使えません！ すみやかな保険証のご返却にご協力ください

退職後に保険証を返却せず、無効な保険証を医療機関等で使用する「資格喪失後受診」が後を絶ちません。資格を喪失された方が、誤って保険証を使用してしまうケースを防ぐため、保険証は確実に回収をお願いいたします。

資格喪失理由	保険証を使用できるのはいつまで？
退職したとき	退職日まで
75歳になったとき (または、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき)	75歳の誕生日の前日まで (または、65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日まで)
死亡したとき	死亡した日まで
ほかの健康保険に加入したとき (就職や、婚姻の理由で生計維持関係がなくなった等)	新しい健康保険に加入した日の前日まで (または、生計維持関係がなくなった日の前日まで)

- ✓ 被保険者(お勤めされている方)が資格を失った場合は、**同日で被扶養者(ご家族の方)の資格も失われます。**
- ✓ 資格喪失届には**保険証を必ず添付**してください。
- ✓ 事業主さまが資格喪失届を日本年金機構に提出する際、**被保険者の方から回収した保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています。**(健康保険法施行規則 第五十一条)

(例)従業員が退職したとき



退職者(被扶養者がいる場合は被扶養者分も併せて)の保険証を回収



- 被保険者資格喪失届または被扶養者異動届と併せて埼玉広域事務センターへ郵送
- 電子申請にてご提出いただく場合、保険証は(電子申請の到達番号がわかる画面を添付の上)埼玉広域事務センターへ郵送

よくあるご質問



資格喪失届の提出直後に、退職した従業員から保険証の返却がありました。会社で破棄してもいいのでしょうか？



いいえ。資格喪失届に保険証の添付がない場合には、直ちにご本人さま宛てに返却依頼の文書を送付しています。やむを得ず資格喪失届提出後に保険証の回収となった場合には、直ちに日本年金機構(年金事務所または事務センター)へご返却ください。



退職する従業員から「次の保険証が届くまで、保険証の返却を待ってほしい」と言われました。次の保険証ができるまでは、退職前の保険証が使えるのでしょうか？



いいえ。次の保険証が手元になくても、保険証が使用できるのは退職日までです。資格喪失届に保険証を添付することが事業主さまに義務付けられていますので、退職時には必ず回収してください。

資格喪失後に保険証を使用すると

資格喪失後に誤って保険証を医療機関等で使用された場合は、後日、健康保険で支払われた医療費を協会けんぽから資格喪失された方へ直接返還請求しております。

繰り返し請求しても、返還いただけない場合は、裁判所へ支払い督促申し立てや少額訴訟等の法的手続きを経て、強制執行(給与、預貯金等の差押え)による回収を行っております。



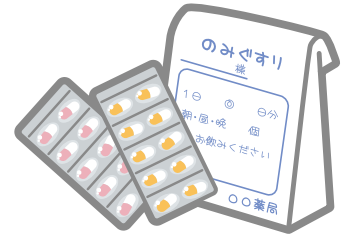
5人に4人がジェネリック医薬品を選択しています 「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方を対象として、1ヶ月分の自己負担軽減可能額等をお知らせしています。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

【お知らせをお送りする方】

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者様に通知されるものではありません。



【送付時期と送付先】

令和4年2月下旬に加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

Q ジェネリック医薬品ってどんなお薬？

～国が認可～



効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です

～お財布にやさしい～



先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため価格は3～6割程度安くなる場合があります。

～服用しやすい～



【製剤の小型化】
大きさを小さくし飲みやすく改良
【剤形の変更】
飲みやすい形状に改良
【味の改良】
にがみ等を抑えた味に改良

Q ジェネリック医薬品と先発医薬品(新薬)の主な違いは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合があります。先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。

また、患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品であっても同様に起こり得ます。

Q ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

- ・かかりつけ医やかかりつけ薬局に相談してみましょう。
- ・ジェネリック医薬品希望シールをご用意しています。保険証やお薬手帳に貼付して、診療時にご提示下さい。シールをご希望の方は、協会けんぽまでご連絡ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望しても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



【みなさまへのお願い】 協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

 **全国健康保険協会 茨城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

申請書のダウンロードができます。

申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

茨城県社会保険協会からのお願い

事業所名称・所在地等を変更された時は 茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願い致します。

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へ年6回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された時は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。特に3月から4月にかけての年度の切り替え時期につきましては、事業所の名称変更や移転等が多くなります。お手数ではございますが、よろしくお願い致します。

なお、変更等がございましたら茨城県社会保険協会のホームページより「入会申し込みはこちら」(又は「入会案内」)をクリックし、「変更届」をクリック・印刷していただき、必要事項を記入のうえ FAX または郵送にて送付願います。

お問い合わせ・送付先

一般財団法人茨城県社会保険協会

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

電話029-226-8005 FAX029-231-2522

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和4年3月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和4年3月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	8日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	24日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	10日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	22日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	3日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	25日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	10日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	16日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	15日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。